

# 諏訪町ゆっと

## 【諏訪町のこと④】

この町には、73年の歴史を持つ新山手病院(開設1939年)、70年の歴史を持つ東京白十字病院(開設1942年)、開設1967年の特別養護老人ホーム白十字ホームがあります。緑豊かな八国山を背景にした、わが町諏訪町は「色とりどりのバラに囲まれた精心幼稚園」「広々としたふるさと歴史館」「明治八年開校の化成小学校」、そして「八月には祭りで賑わう諏訪神社」があり、思えば諏訪町はたいしたものです。

## 【投稿】

『この頃、老眼になったみたいで』とお医者様に。すると『今まで良く見えたんだから、得したと思いなさい』言われました。“発想の転換”ですね！50歳を過ぎると、いろいろと身体の方も不具合が出てきますよね！

ちょっと話は飛びますが、身障者の大会のパラリンピックの基となる精神は『失ったものを数えるな、あるものを最大限に生かそう』という、世界大戦で手足を失った人たちのリハビリの理念だそうです。前を向けということなんですね。私たちが毎日動ける、食べられる、聞こえる、見えるという事は幸せな事なんです。嬉しい事なんです。これから先に必ず、それが当たり前だった事の幸せや喜びを感じることでしょ。

この幸せと喜びはみんなで共有してこそ、本当の幸せ喜びとなると思います。「私もう歳だから」「私なんか・・・」と言わずに、元気で動けるのだから、心に少しの余裕を持って、素敵な『ゆるやかに、つながって、ともに暮らす』に微力ですが、取り組んで行きたいと思います。

“ある日”は誰にでも訪れます。病気やけがで、心の準備もなく突然やって来る場合もあります。これからは新たに見えてくるものや関わるものを大切にしていきたいと思っています。

(諏訪町1丁目 齊藤末子)



## 【トピックス】

去る1月18日に秋津町の自治会関係者の方々との意見交換会を行いました。

これは、先日の東村山市市民協働課主催、協働連続講座に参加された秋津町の方からの声掛けで開催されたものです。

「諏訪町ゆっと」の取り組みに関心を持たれたとの事で、まず最初にこれまでの経緯や現状についてご報告し、その後は活発な意見交換が行われました。「諏訪町ゆっと」の活動が他の町へも広がることを期待しています。

## 【編集後記】

未曾有の大被害をもたらした東日本大震災から1年が過ぎ、桜の季節を迎えましたが、未だに復興の進まぬ震災地の事を思うと本当に心が痛みます。決して遠い地の出来事と思わずに受け止めねばと思います。

さて「諏訪町ゆっと」に目を向けますと2年が経ち、市からの援助金も交付され、地域の方々の関心の高まり、活動の広がりを感じられます。これからも会員の方々のお力を頂き、絆(人と人との強いつながり)を強め、“ゆるやかに、つながり、ともに暮らす”の活動を推進し、地域の和・輪を築いて行きましょう！  
(担当 齊藤)

## 【交流会が開催されました。】

1月28日(土)1時30分から福祉センターに於いて「守ろうあなたの老後のお金」をテーマに社会福祉協議会 宮手係長を講師に勉強会を開きました。成年後見制度は物事を判断する能力が十分でない方の権利や財産を守るために援助者を選び本人を法的に支援するための制度です。

「転ばぬ先の任意後見」-現在元気な方が将来に備えて契約するものです。

「転びかけたら法定後見」-すでに判断能力が不十分な方が利用する制度。

将来に備えてもう一度成年後見制度をお考えになってみてはいかがでしょうか。

相談窓口は、市役所、社会福祉協議会、地域包括支援センター、障害者地域生活支援センター。

終わりに悪質商法について身近な事例をもとに、ひっかからない様に注意しましょうとお話がありました。



後半、井戸端会議では、地域の問題、ご家庭の問題などでなごやかに話が続き、寒い日大勢の方にお集まりいただきありがとうございました。スタッフ一同心からお礼申し上げます。

次回、新しいテーマで交流会を予定しております。是非またご参加いただきたくお願い申し上げます。  
【交流部会より】



## 【介護保険の改正について】

平成23年6月15日に改正介護保険法が国会で可決成立となり、平成24年4月1日より施行されました。

今回の改正の最も大きな柱は、

団塊の世代の皆様が75歳を迎え、日本の高齢者人口がピークに達すると言われる平成37年を見据え、高齢者の方々が少しでも長く地域の中で生活できるよう、

- ①自分自身の介護予防への取り組み
- ②介護や医療サービス
- ③市町村の行う福祉のサービス
- ④住民同士の助け合いなどを組み合わせる支援する仕組み(国は、地域包括ケアシステムと呼んでいます。)を作ることにあります。そのために今回の改正では、24時間対応の訪問サービス等が新設されました。(機会があれば詳しくご説明する機会を設けたいと思います。)

そして、もう一つ私どもの生活に直接影響することがあります。それは、65歳以上の方の保険料が改訂されたことです。保険料は、所得段階により17段階に分かれ、基準額(世帯内は市民税課税であるが、本人が市民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方)が月額5284円(昨年度までは、4054円)となりました。

今後ますます高齢化が進展する中、少しでも長く元気でいられるように、地域の中での予防の取り組みや見守り活動が求められていくのではないのでしょうか！

東村山市役所 午頭康浩